

徴 徴 2 - 2 4
令和 7 年 4 月 23 日

全国間税会総連合会
会長 片岡 直公 殿

国税庁 徴収部
徴収課長 山本 学

猶予制度に関する周知等について（協力依頼）

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁では、今般の米国による関税措置などの昨今の経済情勢の変化に伴い、国税の納付が困難となった方に対して、現行の猶予制度を案内するリーフレットを作成し、公表することといたしました。

猶予制度の適用に当たっては、納税者の資金繰りや収支の状況など、個々の実情を十分に伺いながら、納税者の置かれた状況等にも配慮しつつ、現行の猶予制度を円滑に適用してまいります。

貴総連合会におかれましても、傘下の各団体及び各会員の皆様に対し、会議・研修等の場や貴会のホームページ・広報誌への掲載などを通じ、周知いただけますと幸いです。

以上

【資料】 猶予制度周知リーフレット（別添）

（ご参考） 国税庁ホームページ掲載先

- ・ [トップページ>トピックス](#)
(<https://www.nta.go.jp/>)
- ・ [トップページ>納税に関する総合案内>3. 国税を納期限までに納付することが困難な方>②猶予制度の概要・申請方法](#)
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a03>)

昨今の経済情勢の変化などの影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

- ▶ 昨今の経済情勢の変化などの影響により、国税を一時に納付することができない場合、次の要件のすべてに該当するときは、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。

※1 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障を来すおそれがある場合には、担保は不要です。

※2 既に滞納がある場合や納期限から6か月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り、猶予されます。
※状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
(裏面をご参照ください。)



猶予制度の詳細
猶予申請書等 [はこちら](#)



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 以下のようなケースに該当する場合は、それぞれ記載した金額について、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(納税の猶予:国税通則法第46条)。
- ▶ 既に滞納がある場合でも、申請をすることが可能です。
- ▶ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保が必要となりますが、担保提供により事業の継続等に著しい支障を来すおそれがある場合には、担保は不要です。

○ 個別の事情(例)

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を!

(ケース1) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース2) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額の一部に相当する金額

(ケース3) 市場の悪化、親会社からの発注の減少等により売上の著しい減少を受けた場合

納税者の方が営む事業について、市場の悪化等の事情により、売上の著しい減少を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、その減少した売上看見合う売上総利益に相当する金額

税務署において所定の審査を行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り、猶予されます。
※状況に応じて猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。